

などの意見もあった。

## 2-8-2. 委託一時保護を受け入れやすくする上で一番大切なこと

結果は表 2-8-2~3 の通りである(有効回答 204)

「児童相談所が強い支援を行う」が 71(34.8%)で最も多く、次いで「委託費用を改善する」48(23.5%)、「保護者とのトラブルを減らす」8(3.9%)、「施設措置費が改善される」6(2.9%)であった。また、「その他」が 71(34.8%)と多かったが、それぞれを併せて大切と言う意見が多く、「児童相談所の強い支援」30、「委託費用の改善」26、「保護者とのトラブルの減」10、「施設措置費の改善」11であった。これらも含めると、「児童相談所の強い支援」は 101 であり、約半数の施設・機関が最も大切と考えていることと言える。(  $\chi^2(16)=31.96, P=0.01$  )

施設別に見ると、乳児院は、「委託保護費の改善」43.8%が最も多かったが、他施設等は全体傾向と同様であった。

## 2-9. 一時保護委託についての意見や要望

結果は表 2-9 の通りである(有効回答 94)

約半数の施設・里親から意見が寄せられ、関心の高さが伺えた。

共通していたのは、「児童相談所との連携・情報」、「委託料の改善」であった。その他児童養護施設や情緒障害児短期治療施設からは「教育権の保障、保険など制度の改善」、「職員配置の改善」などが、里親からは「里親の活用」などがあった。

## D. 結果のまとめと考察

### 1. 委託一時保護の活用状況について

委託一時保護は、児童相談所にとって非常によく活用されている機能であった。一時保護所を持たない児童相談所にとって

は、一時保護所平均委託件数と委託一時保護件数はほぼ同じであった。一時保護所を持つ児童相談所では、およそ 3:1 の割合であったが、一時保護所の規模別が大きくなるほど共に増加し、一時保護所だけではまかなえず委託一時保護件数が増加していると考えられた。一時保護所の状況、相談状況により委託一時保護の活用状況も差があると言えよう。

委託一時保護には、児童養護施設が最もよく利用されており、委託理由も「夜間・緊急」「保護者の危機からの保護」「措置前提」「一時保護所の定員超過」などさまざまであった。

平均委託件数は、就学前 13.4、小学生 10.7、中学生 6.1、15 歳以上 3.7 件であり、1 人平均委託日数は 31.1 日であった。乳児院は「夜間・緊急」や「保護者の危機からの保護」が多く、平均委託件数は 13.8 件、一人平均委託日数は 29.1 日であった。その他の児童福祉施設は「専門的な対応」が多く委託件数は各年齢平均 3 件、委託日数は 41.9 日であった。医療機関は、委託された場合の各年齢平均委託件数は 2.3 件で、一人平均委託日数は 26.9 日であった。警察への委託一時保護以外は、いずれも約 1 ヶ月の委託をしており、長期化の傾向が見られた。

### 2. 子どもの教育権の問題について

委託一時保護された子どもたちの委託期間が一週間を超す場合、「通学させている」と回答した児童相談所は 36.7%であったが、児童福祉施設・里親の回答は、59.6%で逆転していた。通学先は、児童福祉施設が「施設の地元校への一時通学や転校」が多かったのに対し、里親は「出身校への通学」が 65.5%であり、子どもの生活の変化が学校生活については少なく済んでいることが伺われた。教育権の保障の問題は、

一時保護所についても大きな課題である。委託一時保護の場合は、一時保護所での保護に比べ地元の学校、出身校等への通学が行われている反面、通学していない4割の子どもたちにとってどのような支援がなされているかは不明であり、委託先の児童福祉施設や里親等へのガイドラインが必要と考えられる。

### 3. 委託一時保護委託料の問題について

委託料の問題は児童相談所、委託先である児童福祉施設、里親双方から最も多くの指摘があった。現在は、国の基準通りが73%であり、その他は都・県費予算で加算等をつけていた。児童養護施設や乳児院、その他の児童施設への一人平均委託日数は31.1日、29.1日、41.9日で長期化しており、委託先の経済的な負担はかなり大きいと考えられる。医療機関への委託保護も委託自体は4.6%であるが、委託された場合の平均委託日数は26.9日と長い。意見要望の中でも通学時の交通費や教育費、乳幼児の場合のおむつ代、ミルク代、衣服費等具体的な要望が多く児童相談所、委託先ともに苦慮していることが伺われ、早急な対応が必要ではないかと思われた。適切と思われる委託料については、「施設措置費」「現行単価+施設事務費や教育費」などさまざまであったが、金額的には児童相談所からは5000円、児童施設、里親からは3000円が最も多かった。

### 4. 今後の委託一時保護の活用について

今後の委託一時保護の引き受けに付いては児童養護施設や乳児院、里親は、積極的な意向が高かった。そして、そのためにも委託料の改善をはじめとする制度の充実に対しての要望が高いと考えられた。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は委託一時保護に対しては「措置を前提」とい

う意向が強く、「緊急な」一時保護に対しては慎重で、一時保護所の充実をはかるべきであるとの意向が強かった。

また、受け入れやすくするために一番大切なこととして「児童相談所の強い支援」を望む意見が最も多かったが、児童相談所は「委託費用の改善」であり差が認められた。これは、情報提供や連絡についても同様であり、児童相談所は「必要に応じて」情報提供、連携しているつもりであるが、児童養護施設や里親については「電話で簡単に聞く程度」との受け止めが多く委託先との相違が見られた。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設については、「専門的な対応」「措置を前提」とした委託一時保護が多いため、児童相談所の情報提供も多く、連携も多くなされており、施設の受け止めも同様であった。

委託先を充実させる意味で今回の運営指針で「学級担任、民生・児童委員等」への委託が打ち出されたが、これに関しては、児童相談所の82.3%は慎重にという意見であり、身近なところへの委託である故に、子どもや親のプライバシー保護の問題や、委託先の精神的、経済的負担の大きさ、専門性への危惧が出された。

### 5. 今後の課題

委託一時保護は、大きく分けて「夜間・緊急」「保護者の危険からの保護」など一時保護所の機能とほぼ同様のニーズのものと、一時保護所で対応が困難な「専門的な対応」や28条等をふまえた「措置を前提とした長期化」のニーズからのものがあり、それに応じて委託先が選択されている。いわゆる児童相談所の一時保護機能の量的、質的側面を補う制度と言えよう。量的側面では、昨今の虐待相談を含む養護相談の増加に対し、大規模な保護所では慢性的な満員状態、定員超過が起こってきていること、

保護所を持たない児童相談所にとっては保護所に替わるものとしての機能ということからも委託一時保護のニーズはさらに高くなっていくと思われる。また、質的にも被虐待児童や、非行等行動障害の児童への処遇の専門性の強化等からますます重要な役割を占めていくと考えられる。

委託一時保護の場合、児童相談所内にある一時保護所と異なり個別性が高く、また、すぐにその場で連絡対応がとれる状況ではない。従って、児童相談所が安心して子どもを委託できる制度、委託先が安心して子どもを引き受けられる制度である必要がある。

制度の充実として、まず委託料の改善が大きな課題であると考えられる。次に児童相談所の情報提供や連携など強い支援が求められている。委託一時保護の際、最低何が必要な情報か、ケースや目的によりかなり違いがあるとも考えられる。今後、具体的な事例の調査と併せて委託一時保護制度のガイドラインの作成等検討していくことが必要であろう。

<統計資料>

表1-2-1平成16年度委託一時保護利用状況

	有り		無し	
	件数	割合	件数	割合
養護相談	132	95.0%	7	5.0%
うち虐待相談	119	85.6%	20	14.4%
非行・触法相談	29	20.9%	68	48.9%
その他の相談	63	45.3%	76	54.7%

表1-2-2一時保護所の有無、及び保護所の規模別委託一時保護件数

規模	有り			無し
	小	中	大	件数
養護相談	41	26	20	52
うち虐待	20.4	29.0	33.1	26.7
非行・触法相談	8.2	9.8	14.1	13.9
その他の相談	1.5	2.2	4.4	1.9
その他	0.9	1.2	1.7	1.9
全体	22.9	32.4	39.2	30.5

表1-2-3一時保護所を有する児相の委託件数と所内保護件数の比較

	委託	所内	t値	
養護相談	25.9	87.3	-10.40	***
うち虐待	10.0	36.3	-9.54	***
非行・触法相談	2.4	16.9	-9.87	***
その他	1.1	14.4	-5.24	***
合計	29.5	118.7	-12.08	***

表1-2-4一時保護所がない児相の委託件数と他児相保護所内保護件数の比較

	委託	所内	t値	
養護相談	26.7	28.2	-0.26	n.s.
うち虐待	13.9	14.2	-0.10	n.s.
非行・触法相談	1.94	5.31	-3.12	**
その他	1.9	2.7	-1.13	n.s.
合計	30.5	36.2	-0.82	n.s.

表1-3-1各施設の委託一時保護利用状況

	有り		無し	
	件数	割合	件数	割合
児童養護施設	126	(90.6%)	13	(9.4%)
乳児院	109	(78.4%)	30	(21.6%)
その他の児童施設	91	(65.5%)	48	(34.5%)
警察署	38	(27.3%)	101	(72.7%)
うち重大事件	4	(2.8%)	135	(97.2%)
医療機関	64	(46.0%)	75	(54.0%)
その他	74	(53.2%)	65	(46.8%)

表1-3-2各施設年齢別委託利用状況

	有り	委託就学前小学生中学生 15歳以上			
		件数	割合	件数	割合
児童養護施設	113	109	98	68	
乳児院	26	30	41	71	
その他の児童施設	108	0	0	0	
警察署	31	139	139	139	
重大事件	30	62	48	42	
医療機関	109	77	91	97	
その他	15	16	29	24	
児童養護施設	124	123	110	115	
乳児院	0	1	3	0	
その他の児童施設	139	138	136	139	
警察署	52	21	17	13	
重大事件	87	118	122	126	
医療機関	57	43	38	35	
その他	82	96	101	104	

表1-3-3委託有りの場合の年齢別委託件数と一人平均委託日数

	就学前	小学生	中学生	15歳以上	1人平均委託日数
児童養護施設	13.4	10.7	6.1	3.7	31.1
乳児院	13.8	0.0	0.0	0.0	29.1
その他の児童施設	3.4	3.3	2.6	2.9	41.9
警察署	7.5	5.1	8.6	6.7	2.1
重大事件	0.0	1.0	1.3	0.0	2.0
医療機関	3.3	2.5	1.8	1.7	26.9
その他	6.3	5.9	3.7	3.7	23.2

表1-3-4医療機関の内訳

	就学前	小学生	中学生	15歳以上	ひとり平均委託日数
小児科	3.1	2.2	1.1	1.0	25.7
外科	1.0	1.0	2.0	0.0	10.8
救命	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産科	1.4	0.0	0.0	0.0	21.5
精神科	0.0	2.8	1.5	1.6	59.8
その他	1.5	1.5	1.0	1.5	30.7

表1-3-5その他（児童福祉施設を含む）の件数と延べ日数、最長、最短日数

委託場所	件数	延日数	最長	最短
児童自立支援施設	3.1	77.3	55.3	12.7
傾聴障害児短期治療施設	2.1	41.0	23.7	14.5
里親	8.4	109.4	43.8	9.4
知的障害児施設	4.0	65.0	34.3	15.2
肢体不自由児施設	2.5	71.9	56.2	35.6
重症心身障害児施設	1.3	85.8	85.0	104.0
民生・児童委員	1.0	2.0		
親戚	2.6	36.3	15.0	4.5
児童の通う保育士・教員	1.0	5.5	4.0	4.0
近隣知人	1.5	39.2	27.3	15.0
シェルター	1.5	29.3	33.0	5.5
婦人保護施設	1.5	9.5	13.0	5.0

表1-3-6 その他の機関への委託理由

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	計
児童自立支援施設	1	0	5	12	6	7	4	6	9	2	0	0	2	0	8	62
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	13	1	0	0	4	6	0	1	0	3	0	0	28
里親	22	6	0	7	2	26	3	5	6	8	4	5	16	4	16	130
知的障害児施設	6	17	1	24	1	2	2	7	5	2	1	1	7	0	3	79
肢体不自由児施設	1	1	1	10	1	1	0	3	0	0	0	0	3	0	0	21
重症心身障害児施設	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	5
民生・児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
親戚	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	7
児童の通う保育士・教員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	6
近隣知人	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	8
シェルター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4
婦人保護施設	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
計	32	25	7	68	12	41	11	26	27	14	6	10	38	6	30	

ア夜間・緊急など イ身辺介護が困難 ウ自傷・他害など エ専門的対応が必要  
オ地域から離す カ一時保護所の定員超過 キ迷子・家出  
ク28条による措置が試験として コ集団生活になじめない サ就学前  
シ校区内(近く) ス保護者の危険からの保護一時保護所が距離的に遠い  
ソその他

表1-3-7 平成15, 16年度相談種別ごとの委託

一時保護件数

	養護相談	うち虐待相談	非行・ぐ 犯相談	その他
就学前	27.8	9.8	0.2	7.1
小学生	12.9	6.2	0.4	3.9
中学生	5.1	2.4	2.5	2.2
15歳以上	3.3	1.5	1.8	4.3
計	49.1	19.9	4.9	17.5

表1-4-1 委託一時保護の委託料

現在の国の基準通り	99	73.9%
現行単価＋施設事務費の日割り	3	2.2%
措置費の日割り	6	4.5%
その他	26	19.4%
計	134	100.0%

表1-4-2 適切と思われる委託料

5000円(14)、3000円(8)  
子育て短期支援事業の基準額と同額並(2歳未満児 10800円、2歳以上児 5600円)  
国基準より高め  
長期となった場合は、人件費相当分も必要  
医療費、健康診断料を別至急にすれば、基準額程度でも可  
現在の通り  
最低3000円。レスパイト里親は5500円であり、その額を一致させる必要性を感じる。  
幼児についてはミルクオムツ代等を考慮する必  
判断できない  
3000円＋被服費＋教育費  
養護施設は1のbの通り。里親は1560円＋専門里親委託月額×日割  
現在の国の基準では、1日あたり1560円＋860円(被虐待児のみ)であるが、委託一時保護とはいえ委託を受けるにあたって必要物物資を用意する必要性などからも不十分であるとの施設側の見解もある。適正単価について委託費と同程度  
同一施設内に措置されている児童と同じ水準の処遇を担保するため、措置児童と同額とすべき(平成18年度の国の予算編成に対して都が提案要求(いわゆる国要望)としていた内容  
現行単価＋施設事務費の日割相当  
里親レスパイトケア一般生活費単価

表1-5-1 児童福祉施設等への情報提供

aまったく情報を出さない	0	0%
b電話で簡単に話す程度	13	9.8%
c面接して内容を伝える	53	40.2%
d措置と同様にしている	48	36.4%
eその他	18	13.6%
計	132	100.0%

表1-5-2 その他の内容

ケースの状況に応じてb、c、dを実施 7  
一時保護所と同程度の情報 4  
事前に情報を提供する。児童票は要求があれば送付する。  
児童記録票の添付 2  
措置前提かどうか、委託期間等により異なる  
文書で簡単に説明  
察判定を実施し、その結果を委託先に伝える  
28条で長期に及ぶ場合は、措置と同様程度

表1-6-1 委託先からの登校

通学させている	47	36.7%
通学させていない	73	57.0%
その他	8	6.3%
計	128	100.0%

その他の内訳  
ケースによる 4  
本人、保護者の希望  
実績なし  
通学を目的に委託する  
事例がない

表1-6-2 通学の場合どこに通学しているか(重複あり)

出身校	24	39.3%
施設の地元校に転校	22	36.1%
施設の地元校に一時通 <sup>2</sup>	13	21.3%
その他	2	3.3%
計	61	100.0%

表1-7 児童相談所と委託先との接触

週に数回	9	6.8%
週1回程度	39	29.3%
月数回	33	24.8%
月1回程度	11	8.3%
ほとんどない	15	11.3%
その他	26	19.5%
計	133	100.0%

表1-7-2

その他の内訳  
 ケースの実態に応じて対応している 16  
 委託直後に児童の状態把握のための面接  
 委託一時保護前に判定している。  
 幼児のみの委託実績のため臨機応変に行って「b 週1回程度」から「d 月1回程度」  
 措置児童と同じ処遇  
 施設の場合はbc, 里親の場合はab  
 ケースにより必要なものについては接触する  
 日時と場所  
 緊急保護のためであったため、家族面接だけで

表1-8-1 保護者とのトラブル

頻繁にある	3	2.2%
時々ある	62	45.6%
あまりない	41	30.1%
ない	30	22.1%
計	136	100.0%

表1-8-2 トラブルはどのようなことか  
(複数回答)

暴力	4	2.8%
暴言	40	28.4%
苦情	56	39.7%
頻繁な電話	37	26.2%
その他	4	2.8%
計	141	100.0%

表1-8-3 トラブルの内容(複数回答)

子どもとの面会	43	21.8%
子どもの引き取り	61	31.0%
援助方針への不満	27	13.7%
児童相談所への不満	50	25.4%
施設(機関)への不満	14	7.1%
その他	2	1.0%
計	197	100.0%

表1-9-1 担任、民生・児童委員などへの委託

積極的に行うべき	3	2.2%
やや積極的に行うべき	15	11.0%
やや慎重	23	16.9%
慎重に行うべき	89	65.4%
その他	6	4.4%
計	136	100.0%

表1-9-2 慎重に考える必要がある点

親子家庭のプライバシー保護の問題 5  
 ・ケースにもよるが、委託先の負担が大きいと思  
 ・そもそも一時保護の性格、意義、目的から考  
 えると、委託は必要最小限にとどめるべきであ  
 り、日常的に児童相談所との連携が可能な範  
 囲(施設・里親)にとどめるべきである  
 ・生活費の額、保険等制度の問題 4  
 ・委託を受ける側の十分な体制づくりが必要  
 ・本来の役割が違う、本来の役割ができにくくな  
 ・保護者とのトラブル等の対応が現状では困難  
 と思える 19  
 ・一時保護所が空いてる限り、保護所を使うべき  
 ・委護解除後、委託先とケースにかかわり難し  
 さ等が生じないか  
 ・個人に負担を強いることになりかねないため  
 ・委託児童の不測の事態に、適切な対応、対処  
 が可能かどうかという不安である  
 ・児童、委託先と保護者の関係が困難を伴う  
 ・里親のように、養育者としての適格性、養育  
 環境の適切さ等があると公的に認められてい  
 る場合は問題ないが、何の保証もない個人へ  
 ・児童の心理的なケアや保護者への対応に不  
 安がある 6  
 ・親が近隣に居住しているため、あとでトラブル  
 が起きる可能性がある  
 ・活用する場合も、単純養護や緊急短期時にす  
 るなど配慮すべき 3  
 ・ケースによるが、虐待ケースの場合は利用す  
 べきでない

表1-10-1 今後の委託一時保護の活用

積極的に行う	28	20.6%
やや積極的に行う	65	47.8%
やや消極的	21	15.4%
消極的	14	10.3%
その他	8	5.9%
計	136	100.0%

表1-10-2

その他の内容  
 児童の最善の処遇を図るという意味で慎重を期す  
 試みたことはないが、受け入れ側の条件が整わない  
 と思われる  
 行うべきではない  
 現実的に委託保護が無理な場合が多い  
 養護能力を判断し、適当であると認められれば委託  
 を行っても良いと判断される

表1-11-1 委託保護を受け入れやすくする上で大切なこと

保護者とのトラブルを減らす	6	5.1%
委託保護の費用を改善する	81	69.2%
施設措置費等が改善される	9	7.7%
児童相談所が強い支援を行う	15	12.8%
その他	6	5.1%
計	117	100.0%

表1-11-2

- ①一時保護委託費の引き上げ  
乳幼児、障害児、教育費、被服費、保険、医療機関への付き添い費用等の加算。  
施設措置費と同額に。
- ②一時保護委託制度の充実  
責任の重大さを考えると、基本的には児童福祉施設が引き受けるべき  
児童福祉施設に委託一時保護用の定員の確保が必  
措置と同等の位置づけが必要  
緊急対応が多いので相手方の苦労もある。その割  
には制度が未熟である  
警察への委託がせめて土日の連続対応が可能と  
なるよう見直し検討を。  
一定要件を満たすNPO法人等に委託できるように  
すべきではないか  
法的整備の不備があり児童委員等の個人に頼むこ  
とには限界がある
- ③一時保護所の整備、強化  
児童相談の内容が難しくなり簡単に委託できない  
状況にある。委託はあくまでやむを得ない方法であ  
る
- ④その他  
一時保護所がない児相としては、委託先が多いほど、  
離島が多い県においては、離島での委託一時保護  
先の確保が必要である。  
夜間の保護等は委託せざるを得ない事情がある  
地方の相談所では、あえて委託しなくても施設に空  
きがある。  
委託される側が消極的、理解不足である

表 施設・機関別委託経験の有無

	有り	無し
児童養護施設	52(74.3%)	18(15.7%)
乳児院	16(88.9%)	2(11.1%)
情緒障害児短期治療施設	12(60.0%)	8(20.0%)
児童自立支援施設	32(76.1%)	13(23.9%)
里親	56(80.0%)	14(20.0%)

表2-2-1 施設・機関の委託一時保護受託状況

	有り	無し
児童養護施設	52(74.3%)	18(15.7%)
乳児院	16(88.9%)	2(11.1%)
情緒障害児短期治療施設	12(60.0%)	8(20.0%)
児童自立支援施設	32(76.1%)	13(23.9%)
里親	56(80.0%)	14(20.0%)

表 相談種別受入施設施設数と平均受入件数および期間

	児童養護施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	48	49	9	18
受け入れ件数の平均	9.9	4.9	1.4	6
平均受け入れ期間の中央値	12	24	8	7.6

	乳児院			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	14	13	0	6
受け入れ件数の平均	17.4	6.2	0	3.8
平均受け入れ期間の中央値	15	25	0	14

	情緒障害児短期治療施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	11	11	1	3
受け入れ件数の平均	6.1	4.9	1	5.7
平均受け入れ期間の中央値	10	32	21	19

	児童自立支援施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	7	11	24	7
受け入れ件数の平均	3.9	2.5	4.5	9.7
平均受け入れ期間の中央値	15.5	47	18	13

	里親			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	39	20	3	15
受け入れ件数の平均	2.3	1.9	1.3	1.6
平均受け入れ期間の中央値	10	14	7	14

表2-2-2 各施設・機関における委託件数

	児童養護施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	48	49	9	18
受け入れ件数の平均	9.9	4.9	1.4	6
平均受け入れ期間の中央値	12	24	8	7.6

	乳児院			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	14	13	0	6
受け入れ件数の平均	17.4	6.2	0	3.8
平均受け入れ期間の中央値	15	25	0	14

	情緒障害児短期治療施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	11	11	1	3
受け入れ件数の平均	6.1	4.9	1	5.7
平均受け入れ期間の中央値	10	32	21	19

	児童自立支援施設			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	7	11	24	7
受け入れ件数の平均	3.9	2.5	4.5	9.7
平均受け入れ期間の中央値	15.5	47	18	13

	里親			
	養護相談	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
受け入れている施設数	39	20	3	15
受け入れ件数の平均	2.3	1.9	1.3	1.6
平均受け入れ期間の中央値	10	14	7	14

表 2-2-3 委託保護の理由

	養護施設	乳児院	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	計
夜間・緊急など	30	14	1	2	18	65
身辺介助が困難	15	8	0	0	7	30
自傷・他害など	1	2	1	2	1	7
専門的対応が必要	8	5	10	9	5	37
地域から離す	6	1	1	10	2	20
一時保護所の定員超過	30	1	2	6	31	70
迷子・家出	12	2	0	1	5	20
28条による措置前提	17	6	7	8	0	38
試行として	2	0	5	2	3	12
集団生活になじまない	0	0	3	5	4	12
就学前	6	1	0	0	11	18
校区内(近く)	8	0	0	0	9	17
保護者の危機からの保護	41	15	5	10	16	87
一時保護所が距離的に遠い	4	0	0	0	2	6
措置前提	48	16	11	25	7	107
その他	36	9	9	16	24	94
計	264	80	55	96	145	640

表 2-3-1 平成17年度の委託料

現在の国の基準通り (1560円)	143	73.0%
原稿単価+施設事務 費の日割	2	1.0%
措置費の日割	5	2.6%
その他	46	23.5%
計	196	100.0%

表 2-3-2

見直しアップすべきである	62 (81.6%)
現行単価+施設事務費の日割	9
現行単価+教育費などの実費	13
現行単価+施設生活費	2
現行単価+一時支度金(衣料等)	8
現行単価+人件費	10
現行単価+手当	3
ショートステイ等並みの金額。	8
年齢区分基準を設けるべき	4
子育て事業波の金額	2
現状よりもアップすべき	2
現行でよい	7 (9.2%)
その他	7 (9.2%)
委託期間による	1
いくらでもよい	2
いりません	1
わかりません	3

表 2-4 児童相談所からの情報提供

	児童養護施 設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障害児 短期治療施	里親	全施設
電話で簡単に聞く程度	23	4	9	3	33	72
面接して内容を聞く	11	0	6	3	25	45
措置と同様にしている	19	7	22	8	2	58
その他	12	5	1	4	10	32
合計	65	16	38	18	70	207

表 2-5-1 通学

	児童養護施 設	児童自立 支援施設	情緒障害児 短期治療施	里親	全施設
あり	38	17	12	29	96
なし	17	19	5	23	64
合計	55	36	17	52	160

表 2-5-2 通学させる場合「出身校への通学」

	児童養護施 設	児童自立 支援施設	情緒障害児 短期治療施	里親	全施設
あり	17	0	0	19	36
なし	21	17	12	10	60
合計	38	17	12	29	96

表 2-5-3 通学させる場合「施設の地元校に  
転校」

	児童養護施 設	児童自立 支援施設	情緒障害児 短期治療施	里親	全施設
あり	16	2	2	6	26
なし	22	15	10	23	70
合計	38	17	12	29	96

表 2-5-4 通学させる場合「施設の地元校に  
一時通学」

	児童養護施 設	児童自立 支援施設	情緒障害児 短期治療施	里親	全施設
あり	5	13	8	1	27
なし	33	4	4	28	69
合計	38	17	12	29	96



表2-5-6 通学させる場合「その他」

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	3	2	1	0	6
なし	35	15	11	29	90
合計	38	17	12	29	96

表2-6 委託中の児童相談所との接触

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
週に数回	4	0	3	2	8	17
週1回程度	12	1	9	3	12	37
月数回	7	2	5	3	7	24
月1回程度	11	2	7	3	11	34
ほとんどない	23	5	5	3	20	56
その他	8	5	7	3	10	33
合計	65	15	36	17	68	201

表2-7-1 保護者とのトラブル

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
頻繁にある	2	0	1	0	1	4
時々ある	15	4	2	4	4	29
あまりない	13	7	7	3	9	39
ない	33	5	24	9	55	126
合計	63	16	34	16	69	198

表2-7-2 トラブルの内容（暴力）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	0	0	0	0	0	0
なし	20	5	5	6	7	43
合計	20	5	5	6	7	43

表2-7-3 トラブルの内容（暴言）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	6	1	1	1	2	11
なし	14	4	4	5	5	32
合計	20	5	5	6	7	43

表2-7-4 トラブルの内容（苦情）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	10	4	4	4	1	23
なし	10	1	1	2	6	20
合計	20	5	5	6	7	43

表2-7-5 トラブルの内容（頻繁な電話）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	13	1	4	3	2	23
なし	7	4	1	3	5	20
合計	20	5	5	6	7	43

表2-7-6 トラブルの内容（子どもとの面会）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	10	4	2	3	3	22
なし	13	2	4	3	4	26
合計	23	6	6	6	7	48

表2-7-8 トラブルの内容（子どもの引き取り）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	18	6	3	2	2	31
なし	5	0	3	4	5	17
合計	23	6	6	6	7	48

表2-7-9 トラブルの内容（援助方針への不満）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	4	0	0	0	2	6
なし	19	6	6	6	5	42
合計	23	6	6	6	7	48

表2-7-20 トラブルの内容（児童相談所の方針への不満）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	12	3	2	2	2	21
なし	11	3	4	4	5	27
合計	23	6	6	6	7	48

表2-7-11 トラブルの内容（施設・機関への不満）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	5	2	1	1	1	10
なし	18	4	5	5	6	38
合計	23	6	6	6	7	48

表2-7-12 トラブルの内容（その他）

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
あり	1	1	1	0	4	7
なし	22	5	5	6	3	41
合計	23	6	6	6	7	48

表2-8-1 今後の委託保護の受け入れ

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
積極的に受け入れたい	8	6	4	3	29	50
やや積極的に受け入れた	24	3	1	3	26	57
受入にはやや消極的	16	2	5	3	5	31
受入には消極的	7	1	17	5	5	35
その他	12	4	16	6	4	42
合計	67	16	43	20	69	215

表2-8-2 受け入れやすくするために一番大切なこと

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	里親	全施設
保護者とのトラブルを減らす	5	1	0	0	2	8
委託費用を改善する	17	7	2	4	18	48
施設措置費が改善される	2	2	1	1	0	6
児童相談所が強い支援を行う	18	1	19	7	26	71
その他	22	5	19	7	19	72
合計	64	16	41	19	65	205

表2-8-3 その他の内訳（重複あり）

保護者とのトラブルを減らす + 他要素	10
b委託費用を改善する + 他要素	25
c施設措置費が改善される + 他要素	11
d児童相談所が強い支援を行う + 他要素	30
ハード面の整備	7
児童相談所との連携	6
入所前提なら受け入れも可。	3
人員の確保—職員の増員	4
学校関係の手続き	1
本人・保護者の同意。	1
最低基準の見直し	1
計	99

表2-9 委託保護への要望・意見

児童養護施設	28
一時保護所の機能の充実・改善	3
教育権の保障、事故保障等制度の改善	10
児童相談所との連携	5
委託料の改善	5
施設整備の補助	3
職員配置の改善	2

乳児院	8
子どもの情報がない	2
健康診断費用	
委託料の改善	3
入院時の付添料は高額である	
一時保護委託と短期入所の違いの明確化	

情緒障害児短期治療施設	9
教育権の保障など制度の改善	2
児童相談所の一時保護機能の整備	2
職員配置の改善	
委託料の改善	2
措置を前提としてであれば機能する	2

児童自立支援施設	16
一時保護所機能の充実・改善	5
児童自立支援施設では委託保護は不適切	3
委託料の改善	2
児童相談所からの情報が少ない	2
措置前提でならば可	2
処遇計画が立てにくい(処遇期間の不確定)	1
職員配置の改善	

里親	33
委託料の改善	4
保険の制度の整備	
ベビーカーやチャイルドシートの準備	
子どもや家庭状況の情報	7
里親を活用してほしい	4
着替えの下着やパジャマの用意	
児童相談所の指導	8
ネットワーク、方針の明確化、役割の明確化	
里親の専門的知識や技能	
親への援助	
レスパイト	
その他受託しての感想	3

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書  
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

## 1-4 精神病院等及び少年鑑別所への委託一時保護についての意識調査

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

### 1 調査の目的

重大非行事件への対応や処遇困難な子どもへの対応で、一時保護所としての困難さを指摘する声はよく聞く。一方、精神病院や病院の精神病床（以下「精神病院等」とする）への委託一時保護が可能という厚生労働省の見解も平成17年度の全国児童相談所所長会議で示された。また少年鑑別所への委託一時保護についても、実現の可能性はともかく、その要望の声もある。

これらの議論は、子どもの心身の安全を守りながら、児童相談所としてのかかわりを続けられるというメリットがある一方、行政権限だけで子どもの行動を制限することの可否についても議論になっている。

そこで今回の調査では、全国の児童相談所の意見を聞き、問題点を整理したいと思う。

### 2 精神病院等への委託一時保護

#### (1) 委託実績

全国の児童相談所が精神病院等に委託一時保護をした実績を調査すると、（表-1）のように24の児童相談所からその実績があるとの回答を得た。これは全体の19,4%にあたり、かなり高い割合とも考えられる。また精神病院等に委託を検討したが断念した児童相談所が11あり、少なくとも32

の児童相談所が精神病院等への委託一時保護を考えていた。これは全体の25,8%になった。

また委託のあった24事例の内容としては、（表-2）のように、リストカットなどの自傷行為が5例、何らかの状態で精神科での治療が必要と判断したのが4例、精神症状や精神疾患、精神不安定などの記述が見られたが、自由記述のためその差は不明である。その他としてはADHDや行為障害、アルコール依存などもあった。また被虐待で保護者の協力が得られないとの記載が5事例、医療費負担の関係が2事例記載されていた。

#### (2) 精神病院等の存在

精神病院等に委託一時保護の必要性を検討しても、受け入れてくれる精神病院等が必要である。そのためその存在を調査したところ、（表-3）のように県内や隣県にある所とない所の割合がほぼ同数であった。その他のうち24例は、過去に事例がないため病院等に打診していないなど不明なものであった。それ以外「その他」には児童相談所の嘱託医師の関係で可能になる場合があったり、過去に入院実績がある場合にのみ可能である場合、受ける側の病院の判断が優先する場合などがあった。

#### (3) 精神病院等への委託の意識

全国の児童相談所に、今後、精神病院等への委託一時保護の可能性について意識調査を行った。その結果、「積極的に考える」という回答は少なかったが、「ある程度積極的に考える」児童相談所が多く、あわせて半数を少し超えた。しかし「あまり積極的には考えない」、「考えない」という意見も合計36, 6%あり、全体の3分の1の児童相談所は、精神病院等への委託一時保護については消極的であった。なおその他の意見としては、「状況による」や「医師、保護者、本人の同意が必要」などが見られた。

#### (4) 今後対象となる事例

精神病院等への委託一時保護の今後の方向性に関する意見とは別に、今後対象となるであろう事例の内容について自由記述で書いていただいた。その結果、「自傷・他害」や「自殺企図」など、本人や周囲の生命に関わる場合が一番多く、その次に「精神疾患」や「精神症状」など「治療が必要」な場合であった。

#### (5) 委託する上での留意点

精神病院等に委託一時保護を実施するとした場合、どのような点に留意すべきかを自由記述で調査した。その結果、「保護者や本人の同意」を挙げている場合が多く、「保護者の同意」や「本人の同意」「本人への説明」など、あくまで任意での治療を優先する意見が多かった。また「人権への配慮」もほぼ同様の趣旨であろう。また一般の精神科病棟は成人患者がほとんどであることから「適切な環境」の保障を求める意見も多く、「医療と福祉の両立」や「病院との共通理解」の必要性を求める意見も多かった。ただ「精神保健福祉での支援が必要」という意見もあり、医療で対応するのか、児童福祉で対応するのかの意見の対立も見られた。

しかしほとんどの意見は、適切に医療を行いながら子どもの人権を守るという児童福

祉の原則を再確認したものであった。

### 3 少年鑑別所への委託一時保護

#### (1) 委託実績

少年鑑別所への委託一時保護の実績は2件だけあり、その内容も1例は概要が書かれていず、1例は「児童自立支援施設に即時入所ができないため1週間程度委託」した事例であった。また少年鑑別所に委託保護を検討したが断念した事例もなかった。

#### (2) 少年鑑別所への委託の意識

少年鑑別所への委託一時保護を今後考えるかどうかの意識を調査したところ、(表-7)のように、「積極的に考える」は少ないが「ある程度積極的に考える」を含めると約45%を占める。一方「考えない」が2割以上あり、「あまり積極的には考えない」を含めた消極派は約48%で積極派を上回っている。その他として自由記述された中では、「少年鑑別所での行動制限は家庭裁判所の決定が必要」という意見と「一時保護所の混合処遇の現状からは積極的に考えるべき」という意見があり、この二つがこの課題への中心的な論点であろう。

#### (3) 行政判断のみの可否

現行法では少年鑑別所に入所させるには、少年法第17条の規定に従い、家庭裁判所で観護措置の決定が必要である。しかし児童福祉法第33条に基づく一時保護は行政機関である児童相談所長の決定で行われ、委託一時保護においても同様である。そのためもし仮に少年鑑別所に委託一時保護が可能となると、司法の判断を経ず行政機関の判断のみで行動を制限することになる。

そのようになることが問題かどうかの意識を今回調査したが、その結果は(表-8)の通りである。「ある程度問題」「かなり問題」が64, 3%とほぼ3分の2を占めてい

るが、「問題ない」「あまり問題ない」という意見も4分の1程度はあった。

#### 4 考察

児童相談所の一時保護所では、近年入所率が高まり、また被虐待児が増加したことに伴い、処遇の困難さを訴える声は多い。また被虐待経験の結果、様々な精神症状を出したり、自傷行為や衝動的暴力などの子ども自身の安全が保障できにくい状況が見られる。このような状況の中で、精神病院等への入院などの必要性が高まっている。

しかし被虐待児を保護する過程で、児童相談所は立入調査や職権による保護など、保護者と対立する場合もある。このような場合では、精神病院等へ入院させる同意を得ることが困難な場合も少なくない。

また一方、一般の同意入院の場合は、保護者や本人の意向で随時退院できるため、入院期間の確保や本人説得のためにも、精神病院等と協議して委託一時保護という方法を取る場合もある。

さらに治療に伴う医療費を保護者が負担できないが治療が必要な場合に、委託一時保護を使うこともあるようである。

このように精神病院等への委託保護はかなりの実績もあり、また今回の調査でも積極的な活用を考える児童相談所が過半数を占めた。

ただ現状では、入所可能な精神病院等がある児童相談所は全体の3分の1にすぎず、また一般の精神病院等は成人の入院患者がほとんどであり、「子どもを入院する環境として適切ではない」という意見も強い。

結果として、医療の必要性を確保しながら、子どもにとって適切な環境を保障し、子どもの福祉を守るという児童福祉との両立が課題である。

一方、少年鑑別所への委託一時保護については、実績はほとんどなく、また行政権限の

みで子どもの行動を制限することに慎重な意見も多かった。これは妥当な意見だと思われる。

しかし重大非行事件について、児童相談所はほとんど関わらないまま家庭裁判所に送致している現状に対して、それでいいのかという意見もある。児童相談所の一時保護所の体制では当該児童のプライバシーの保護や他の入所児童の安定が確保できないという面がよく議論されている。このような場合に、少年鑑別所など当該児童の安全を確保しながら、児童相談所職員が面接や心理判定を行い、児童相談所としての判断をした上で、必要があれば家庭裁判所に送致することが可能であれば、重大非行事件に対する児童相談所の関わりも随分余裕ができるのではないかと考え、このような設問を行った。

この調査では一時保護所内での個別処遇できる場所の確保などについても調査しているが、行動制限のできない児童福祉法の現体制で、どこまで子どもへの対応が可能か、今後も検討が必要だと思われる。

(表一) 委託実績

		検討したが断念		
		あり	なし	合計
委託	あり	3	21	24 19,4%
	なし	8	92	100 80,6%
	合計	11 8,9%	113 91,1%	124 100%

(表四) 精神病院等への委託の意識

	度数	割合 (%)
積極的に考える	8	6,1
ある程度積極的に考える	62	47,4
あまり積極的には考えない	40	30,5
考えない	8	6,1
その他	13	9,9
合計	131	100

(表二) 委託の内容 (自由記述から抽出)

記載内容	度数	割合 (%)
自傷行為	5	17,9
治療必要	4	14,3
精神症状	4	14,3
精神不安定	2	7,1
精神疾患	2	7,1
その他精神症状	5	17,9
被虐待	4	14,3
医療費負担	2	7,1
合計	28	100

(表五) 今後対象と思われる事例

	度数	割合 (%)
自傷・他害	27	31,1
精神疾患	22	25,4
治療必要	16	18,4
発達障害	9	10,3
精神症状	7	8,0
自殺企図	5	5,7
その他	1	1,1
合計	87	100

(表三) 入院可能な病院の存在

	度数	割合 (%)
ある	40	30,8
隣県にある	3	2,3
あるが遠い(移送可能)	8	6,2
ない	47	36,1
その他	32	24,6
合計	130	100

(表六) 委託する上での留意点

	度数	割合 (%)
保護者・本人の同意	14	17,5
保護者の同意	12	15,0
人権への配慮	12	15,0
病院との共通理解	5	6,3
精神保健福祉で対応すべき	4	5,0
適切な環境	4	5,0
その他	29	36,3
合計	80	100

(表-7) 少年鑑別所への委託の意識

	度数	割合 (%)
積極的に考える	10	7,6
ある程度積極的に考える	49	37,1
あまり積極的には考えない	36	27,3
考えない	28	21,2
その他	9	6,8
合計	132	100

(表-8) 行政判断のみの可否

	度数	割合 (%)
問題ない	10	7,8
あまり問題ない	27	20,9
ある程度問題あり	57	44,1
かなり問題あり	26	20,2
その他	9	7,0
合計	129	100



分担研究報告書  
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

## 1-5 重大非行への対応について

野田正人（立命館大学）

### 1 重大非行相談対応マニュアル

相談、特に非行に関する相談に関するマニュアルの有無とマニュアルの必要性を聞いた結果は（表-1）のとおりである。

マニュアルを必要と考えている児童相談所がほとんどであって、不要としたのは「措置児の移送」をのぞき、同じ小規模な児童相談所であった。マニュアルを必要としつつ、非行に関しては3分の1の作成にとどまり、特に重大非行に関してはわずか7ヶ所（5.0%）、マスコミ対応に関しても31ヶ所（22.3%）が作成しているにとどまっている。

重大非行やマスコミ対応が必要な事例が必要となる事態は、各児童相談所にとってはまれなことであるから、必要性は感じていても実際に作成するというにはつながらない半面で、ひとたび重大非行が発生した場合には不可欠のものとなるだけに、個別の児童相談所だけでなく、児童相談所全体で共有できるマニュアルを作成しておくことが適当であろうと考えられる。

**2 重大非行事例対応の困難さ** 重大非行事例に対応する際の困難さに関しては、（表-2）のとおり、困難さを訴える項目は多い半面、実際に困難であったという例

は少なく、意識と実情との乖離が大きい。非行相談の特性からは、マスコミへの対応105ヶ所75.5%、事実の調査・認定91ヶ所65.5%などが高く、実際の困難経験に関しても重大非行経験児童相談所27ヶ所のうち、それぞれ33.0%、25.9%と他の項目より高い割合を示す。一方、警察や家庭裁判所との連携の問題は、あまり困難とは考えられておらず、事例も少ない。

保護におけるプライバシーや身柄の移送に関しては、やや困難さを感じている割合はやや高いが、実際にも18.5%が困難を経験しており、重大非行に関して配慮しておく必要がある。

一時保護の設備や体制に関しては、無断外出や混合処遇、個室がない、夜勤体制が手薄であるなど、一般に一時保護所での対応の困難さの典型例とされるものに関して、やはり困難と考える割合が高いが、実際に困難を経験した例は少なく、特に無断外出の防止に関しては困難経験例が全くないというように乖離が激しい。これらの傾向は、困難さを強く感じるがためにそれを回避するため、一時保護所を用いない処遇選択を行っている可能性を示唆していると考えられる。実際の重大非行事例に

において一時保護所が活用されていないことをうかがわせる。

(表-2)の項目以外に困難を感じる事項としては、以下のような事項が自由記述であげられている。

個室対応。短時間で保護者の同意を得る問題。精神障害や発達上の問題がある場合の診断と判断。行政処分としての措置のバランス。職員への子どもからの暴力の防止。開放型の一時的保護所での取り扱い自体が困難である。設備と体制から現行の児童福祉法の施設では対応が不可能。

### 3 対応の工夫

対応の困難さに対応する工夫としては、以下のような事項が自由記述であげられている。

a. 職員の専門性に関して 研究による職員の資質向上。ケースワーカー経験者の配置を人事担当課に要望。担当ケースワーカーと上司の組み合わせ等、複数の職員で対応する。

d. マスコミへの対応に関して 対応の窓口を絞る。対応者は児童相談所長とし、窓口を一本化している。児童がマスコミ等に触れることがないように配慮をした(車・場所などに関して)。

g. 連携の課題に関して 警察と家庭裁判所と家裁送致について協議している。日常的に連携の努力を続けている。

h. 福祉としての困難さに関して 警察、家庭裁判所との連携を強めている。

l. 無断外出に関して 全職員に注意を払うように周知している。

n. o. 集団対応や入所の余地がないなどに関して 他の児童相談所の保護所の協力を得た。

r. 夜勤体制に関して 職員を特別体制で増員して(3~4人体制)交代で対応した。宿直への応援。

### 4 受理件数

平成15年度以降重大非行事件を受理したことのある児童相談所は27ヶ所であり、5件が1ヶ所、2件が6ヶ所、1件が20ヶ所であった。

付与された非行名(罪名)は、殺人、傷害致死、暴行・傷害、放火、強制わいせつ、強盗未遂、恐喝、重過失致死、死体遺棄、列車往来危険罪、売春・無断外泊(妊娠)、などであり、強盗の既遂は無く、その他は1ないし3件の範囲であり、放火が12件と突出していた。(複数回答)

### 5 受理後の対応

平成15年度以降重大非行事件を受理した児童相談所(27ヶ所)の対応は以下の通りである。

#### (1) 児童の身柄

児童の身柄に関しては、児童相談所での一時保護を実施した児童相談所は14ヶ所、していないもの13ヶ所とほぼ半分ずつである。また「すみやかに家庭裁判所に送致したもの」は12ヶ所であり、そのうちで児童相談所での一時保護を行わずに送致した経験のある児童相談所は10ヶ所であり、児童相談所での一時保護を行ったものは2ヶ所であった。

また通告を受理してから家庭裁判所への送致の日数は、0日が5ヶ所、1日が3ヶ所、2日が2ヶ所、3日が1ヶ所というように、1ヶ所をのぞいては、3日以内での送致が行われていた。委託一時保護を行ったものは3ヶ所あり、すべて警察への委託であった。その他は、面接を行ったものや、在宅指導としたものがあつた。

このことから、重大非行事件に関しては、児童相談所での一時保護を回避し、ただちに家庭裁判所の送致する傾向や、一時保護を警察に委託する傾向が指摘できる。

## (2) 処遇

処遇に関しては、受理当日に家庭裁判所に送致したものが7ヶ所、後日家庭裁判所に送致したものが12ヶ所であった。送致までの平均日数は10日であるが、中央値は5日であった。

児童相談所で措置したものは10ヶ所で、内容は、児童自立支援施設措置4ヶ所、児童福祉司指導4ヶ所、情緒障害児短期治療施設措置1ヶ所、施設と指導の複合が1ヶ所である。

### 6 事情聴取の際の立会い

一時保護中の子どもへの警察官（警察職員）の調査の際の配慮について、配慮しているとするもの81ヶ所、していない15ヶ所、無回答43ヶ所であり、他の回答に比して無回答が多いのが特徴である。

配慮の内容について、多くは調査への同席であるが、原則同席とするもの、場合によって同席とするものがあり、同席もケースワーカー、心理職の他、保護者を含むものもある。

面接場所は、プライバシーと他の児童への影響を考慮する場合があるが、原則児童相談所外や警察でと記述したものが3ヶ所ある一方で、面接室を提供するというものもあり対応の原則は分かれている。性的虐待に関する場合など同性での調査を依頼する場合の他、調査に関しての十分な説明と同意の確保、生活時間を乱さないことや時間の制限、夜間は避ける、人権上の助言を行う、やわらかい対応を依頼するなどの調査そのものへの配慮を行っているとの回答であり、今後の少年法の動向に鑑み、児童相談所・一時保護所での警察職員の調査に関して検討を深める必要がある。

### 7 重大非行事件への意見

重大非行事件を児童相談所が扱うことに関しての感想を自由記述で聞いたところ、139児童相談所中65ヶ所が記述してい

たが、その内54ヶ所は、現状に対して何らかの困難を訴えるものであり、家庭裁判所でやるべき、児童相談所でやるべきでないというものから、現状では困難というもののまで、幅広い意見であった。また今後の少年法改正に期待するとするもの、児童相談所としてやるべきだが、現行の一時保護所では無理との意見も見られた。

丁寧な回答の典型例としては、次のようなものがあげられる。

#### 【回答例】

「常に来談者があり、施設状況から対応が難しい。重大非行事件の処遇方針も国立児童自立支援施設入所等かなり限定されたものとなり、あえて児相が対応すべきかどうかの疑問もある。」

「重大非行事件を起こす子どもこそ虐待や家庭環境に大きな問題を抱えていることが多く、福祉的対応が必要であると思われませんが、非行問題に対する対応、特に事実認定に対する調査力を強化するなどの研修の充実と訓練および、人員の確保が絶対的な要件になろうかと思われます。また一時保護所において、非行児童を分離処遇できる人的拡充も必要かと思われます。」

「通常の相談業務への影響が大きく、職員体制や施設面で不十分な現状では、対応が難しいものと思われる。」

(表-1)

n 139

マニュアルの種類	ある		ない		必要ない	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
① 相談全般	76	54.7%	63	45.3%	2	1.4%
② 非行相談全般	33	23.7%	10	76.3%	3	2.2%
③ 重大非行対応	7	5.0%	13	95.0%	2	1.4%
④ 一時保護	75	54.0%	6	46.0%	1	0.7%
⑤ 無断外出対応	71	51.1%	6	48.9%	3	2.2%
⑥ マスコミ対応	31	22.3%	10	77.7%	1	0.7%
⑦ 措置時の移送	23	16.5%	11	83.5%	6	4.3%

(表-2)

n = 139

n=27

	対応上困難が生じると思われるもの	困難と考える		困難があった		
		人数	割合	人数	割合	重大非行経験
相談の特性	a 職員の専門性	58	41.7%	2	1.4%	7.4%
	b 事実の調査・認定	91	65.5%	9	6.5%	33.3%
	c 保護者の調査	44	31.7%	2	1.4%	7.4%
	d マスコミ対応	105	75.5%	7	5.0%	25.9%
	e 被害者感情や被害者への対応	81	58.3%	3	2.2%	11.1%
	f 警察との連携	19	13.7%	1	0.7%	3.7%
	g 家庭裁判所との連携	15	10.8%	2	1.4%	7.4%
	h 事案の重大性から福祉で対応しにくい	87	62.6%	4	2.9%	14.8%
保護	j 当該児童のプライバシーの保護	87	62.6%	5	3.6%	18.5%
	k 身柄の移送	68	48.9%	5	3.6%	18.5%
設備と体制	l 無断外出の防止	104	74.8%	0	0.0%	0.0%
	m 他児との関係(混合処遇)	110	79.1%	4	2.9%	14.8%
	n 子どもの集団対応(非行集団)	85	61.2%	5	3.6%	18.5%
	o 一時保護所に入所の余地がない	47	33.8%	2	1.4%	7.4%
	p 個室がなく個別処遇ができない	95	68.3%	4	2.9%	14.8%
	q 職員体制が不十分	79	56.8%	3	2.1%	11.1%
r 夜勤体制が不十分	89	64.0%	2	1.4%	7.4%	